

デジタル庁

○ 告示第二号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月九日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給
付金であつて、同令第一条各号に掲げるもの（第二号）（同令第二条
する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号））（同令第二
第三号イ（3）に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に對し給付金を支
給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村か
ら支給される給付金であつて、同令第一条第三号に掲げるものをい
う。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高對応子育て応援手
当（同令第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に對し給付
金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市
町村から支給される給付金であつて、同令第一条第五号に掲げるも
のをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務も

附 則

この告示は、公布の日から適用する。